



瀬戸内海の環境保全に係る最近の動き ～瀬戸内海環境保全特別措置法改正の背景や周辺状況～

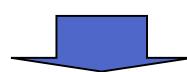
令和3年8月

環境省 水・大気環境局
閉鎖性海域対策室

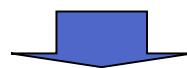
瀬戸内海の環境保全の歴史

- ・1934年　日本最初の国立公園に指定
- ・1950－70年代　高度経済成長による開発や産業活動の拡大
 - 工場排水・生活排水による水質汚濁
 - 埋立てによる浅海域の喪失
 - 大規模赤潮の頻発
 - 油汚染事故の頻発

- ・1958年　水質二法制定
公共用水域の水質保全に関する法律
工場排水等の規制に関する法律
- ・1967年　公害対策基本法制定
- ・1970年　水質汚濁防止法制定
→旧水質二法の規制を強化(全国一律の規制+自治体の上乗せ規制権限の明記)
- ・1971年　環境庁発足



1973年　瀬戸内海環境保全臨時措置法 成立



1978年　瀬戸内海環境保全特別措置法 成立

瀬戸内海環境保全特別措置法による対象区域

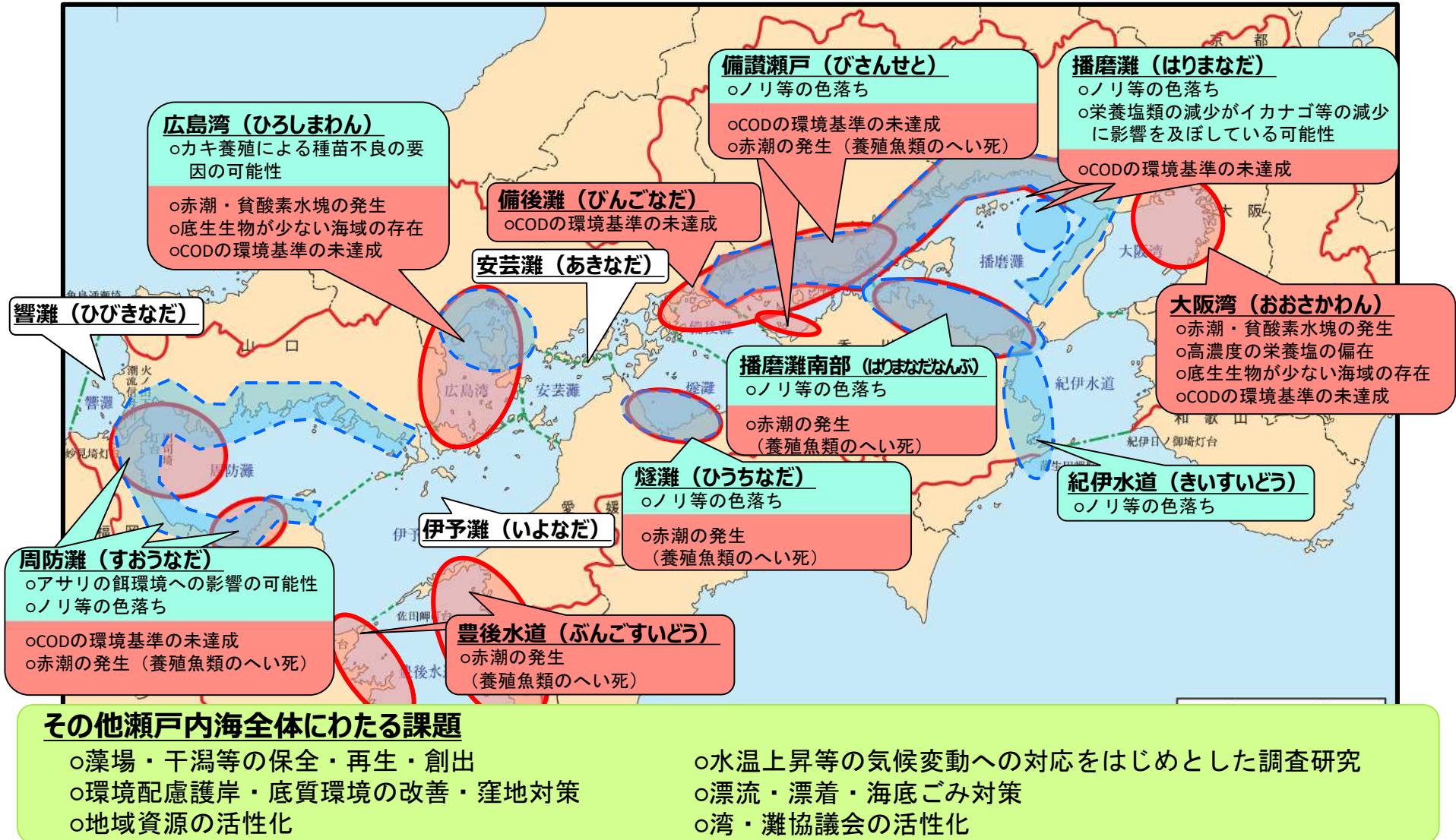


【関係府県】

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県
福岡県、大分県、京都府、奈良県

瀬戸内海の環境保全に係る課題

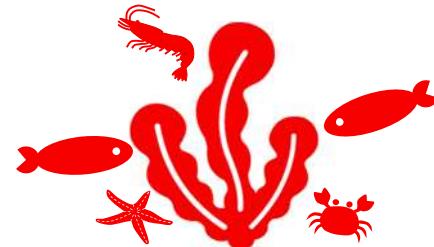
- 今日の瀬戸内海には、依然として水質の保全が必要な水域と、栄養塩類の不足による水産資源の持続可能な利用の確保に係る課題を有する水域が併存。



「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進。



栄養塩類の「排出規制」一辺倒から
きめ細かな「管理」への転換



温室効果ガスの吸収源ともなる
藻場の再生・創出を後押し



瀬戸内海を取り囲む地域全体で
海洋プラスチックごみの発生抑制を推進

地域ごとのニーズに応じて一部の海域への栄養塩類供給を可能とする 「栄養塩類管理制度」の創設により、多様な水産資源の確保に貢献

- 関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度を創設し、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行います。
- 「規制」中心の従来の水環境行政から「きめ細かい管理」への転換を図ることにより、生物多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献します。

再生・創出された藻場・干潟も保全地区として指定可能とすることで、 生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場創出にも貢献

- 過去の開発等により減少した自然の砂浜等を守るために制度である自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、再生・創出された藻場・干潟等も指定可能とします。
- これにより、地域における環境保全活動を促すとともに、温室効果ガスの吸収源、いわゆるブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待される藻場の保全を進めます。

内海であるため沿岸域での取組が特に重要な瀬戸内海において 海洋プラスチックごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務に

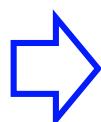
- 瀬戸内海においては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の大半が沿岸域からの排出とされており、沿岸域での対策が進めば、状況が大幅に改善する可能性があります。
- このため、国と地方公共団体が連携し、海洋プラスチックごみ等の除去・発生抑制等の対策を行うことで、地域をあげて生態系を含む海洋環境の回復に貢献します。

中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会における検討①

2015(H27)d (平成瀬戸内海環境保全特別措置法・議員立法)	2016(H28)d	2017(H29)d	2018(H30)d	2019(R1)d	2020(R2)d	2021(R3)d	
			水環境の変化状況等の分析・評価 底質・底生生物（ベントス）調査 東部(H27)→中部(H28)→西部(H29) 藻場・干潟分布状況調査 東部(H27)→中部(H28)→西部(H29) 水環境等を取り巻く課題の抽出 及び原因の評価 閉鎖性海域における 気候変動による影響把握等	総合検討 方策の在り方に （答申）関するとりまとめ	（答申を踏まえた意見具申 制度の見直しの方向性）	瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (令和三年六月九日公布)	政省令策定 (法施行までに公布) 基本計画変更 (R3中予定) 施行通知策定 (基本計画以降) 栄養塩類管理計画、 ガイドライン策定 (R3d中予定)
【関係省庁、関係府県、研究機関等】各種調査・研究 関係者、漁業関係者等へのヒアリング	H28.2.5(第8回)	H29.3.1(第9回)	H30.3.6(第10回)	H30.8.22(第11回) H31.1.10(第12回) H31.3.14(第13回)	R1.6.25(第14回) R1.9.10(第15回) R1.9.25(第16回) R1.10.8(第17回) R1.10.18(第18回) R1.11.25(第19回) R1.12.23(第20回) R2.1.22(第21回) R2.3.25(第22回)	R2.8.26(第23回) R2.12.22(第24回) R3.1.22(第25回)	R3.8.10(第26回)

【瀬戸内海環境保全基本計画の変更に係る今後のスケジュール等】

- 第26回瀬戸内海環境保全小委員会(令和3年8月10日)
 - ・ 基本計画の変更にかかる検討の進め方
 - ・ 基本計画変更の骨子案の審議
- 第27回瀬戸内海環境保全小委員会(秋頃)
 - ・ 基本計画変更案の審議
- 意見募集(パブリックコメント)の実施
- 第28回瀬戸内海環境保全小委員会
 - ・ 基本計画変更案の審議(取りまとめ)
- 基本計画変更にかかる中央環境審議会答申(冬頃を予定)



中央環境審議会答申及び関係府県への意見照会の結果を踏まえ

新たな基本計画を閣議決定